

久喜市後期高齢者医療被保険者に対する保養施設利用料助成要綱を廃止する告示

久喜市後期高齢者医療被保険者に対する保養施設利用料助成要綱（平成23年久喜市告示第174号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に、この告示による廃止前の久喜市後期高齢者医療被保険者に対する保養施設利用料助成要綱第7条の規定により助成金の交付を受けた者については、同要綱第8条の規定は、同日後もなおその効力を有する。